

県南広域振興局長告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年4月13日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人白光	一関市田村町2番22号	シルバーヘルス認知症対応共同生活介護事業所「昴」	一関市字沢298番地2	平成22年3月30日

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人白光	一関市田村町2番22号	シルバーヘルス認知症対応型共同生活介護事業所「昴」	一関市字沢298番地2	平成22年3月30日